



全ト協発第101号(環・適)
令和3年5月31日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等 について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法第17条第2項により、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなくてはならない、と定められているが、近年、健康起因事故が増加しており、必ずしも遵守されていない事例が発生しています。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省より、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとした通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、下記の通達の改正後の全文については、全ト協ホームページに参考掲載いたします。

記

1. 通達

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

2. 通達の施行日

令和3年6月1日

以上

国自安第 17 号の2
国自貨第 17 号の2
国自整第 48 号の2
令和 3 年 5 月 28 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自安第 17 号の2
国自貨第 17 号の2
国自整第 48 号の2
令和 3 年 5 月 28 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車
技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、地方実施機関
に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第 17 号

国自貨第 17 号

国自整第 48 号

令和 3 年 5 月 28 日

各地方運輸局(関東・近畿)自動車交通部長

(関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長

各地方運輸局自動車技術安全部長

沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について(平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p>国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 一部改正 平成26年12月25日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和 2年11月18日 <u>一部改正 令和 3年 5月28日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p>	<p>国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 3月28日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成26年 3月 4日 一部改正 平成26年12月25日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和 2年11月18日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p>

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1～10（略）

附 則（略）

附 則（令和3年5月28日 国自安第17号、国自貨第17号、国自整第48号）

- 1 この通達は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1～10（略）

附 則（略）

（新規）

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したも(注2)(注3) 3 疾病・疲労等乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車		法第17条第1項第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 (新設) 2 疾病・疲労等乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車	
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (新設) (新設)				